

✦ 貨物概要

自動車（第 87.02 項の人員輸送用の自動車）のスライドドア内張りパネル（ドアトリム）の一部を構成する物品であり、ABS 射出成型品にクロムメッキを施したものである。多数のねじ穴を有しており、スライドドアの室内側に他の部品と共にねじで固定する。ドアの構成部品として、内装に装飾性を付与する。

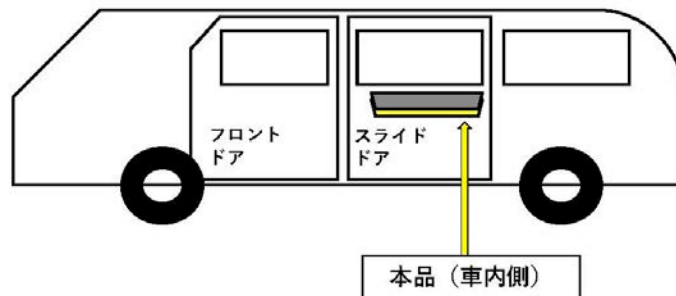
サイズ：（長さ）79 cm、（幅）2 cm、（高さ）4 cm

イラスト（※簡略図）

本品



取付箇所



✦ 分類

関税率表第 8708.29 号（統計番号 8708.29-000）の自動車部分品

✦ 分類理由

本品は、自動車の内装に装飾性を付与するために、スライドドア内張りパネル（ドアトリム）に他の部品と共にねじで固定するプラスチック製の物品です。

本品は、自動車に取り付けるのに適した形状（他の自動車部品と共にスライドドア本体の室内側に取り付け可能）を有しており、また、ドアの一部を構成し、装飾性を付与するよう特に設計されたものと認められることから、

関税率表第 17 部注 3 及び同表第 87.08 項の規定並びに同表解説第 87.08 項の記載により、自動車に専ら又は主として使用する部分品として、同項に分類されます。

号の決定については、車体のその他の部分品として、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）